

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて (流域下水道施設の管理業務の瑕疵)

1. 被害発生日 平成29年10月23日(月)10時頃～23時頃
2. 被害発生箇所 湖南中部処理区管内の農地約1.4ヘクタール
3. 賠償請求者 耕作者4者
4. 損害賠償額 6,207,000円(下水道賠償責任保険適用)

5. 概要

琵琶湖流域下水道湖南中部処理区において、平成29年台風第21号の豪雨により流域下水道に接続する市町管理の公共下水道などに雨水が大量に流入したことにより、流域下水道施設の排水能力を超えるに至り、市街地等において下水の溢水が発生した。この溢水を低減させるため、雨水により既に冠水状態にあった農地の中を通る農道上のマンホール蓋を開けた。

その際、耕作された農地への流入防止措置を講じなかったため、カブやネギ、大豆、白菜等の作物が耕作されていた農地に下水が流入し、出荷を控えていた農作物が出荷できなくなった。

6. 今後の対応

平成26年に県と市町で設置した滋賀県不明水対策検討会を核として、市町が主体となって行う発生源(流入源)対策と、湖南中部浄化センターへの揚水ポンプ増設による被害軽減対策を加速する。

また、住宅密集地等での大規模な溢水等、公衆衛生上の重大な危害の発生を回避するために、やむを得ずマンホール蓋を開けざるを得ない事態になった場合は、周辺の住宅や農作物等に被害が及ばないような対策を講じる。



当日の農地の状況



位置図